



滝山公園マネジメントプラン

令和8年(2026)3月
東京都建設局

目次

はじめに

はじめに

- I 公園の概要……………2**
 - 1 都市計画の概要
 - 2 開園の概要
 - 3 主な公園施設
 - 4 成り立ち・基本的な性格
 - 5 周辺の土地利用・自然環境
 - 6 利用概況及び特色
 - 7 整備計画等
- II 目指す姿及び重点取組、ゾーン別基本方針……………5**
 - 1 目指す姿及び重点取組
 - 2 ゾーン別基本方針
- III 図面・写真……………9**
 - 現況平面図
 - 周辺土地利用図(空中写真)
 - 周辺土地利用図(地図)
 - 園内の写真
- IV 資料編……………12**
 - 公園の沿革
 - マネジメントプラン策定履歴
 - 利用状況等データ
 - 主な催し物
 - 主な活動団体
 - 関連する行政計画等

公園別マネジメントプランは、都立公園全体の整備・管理運営の指針として、東京が目指す公園づくりの方向性を示すパークマネジメントマスタープランに基づき、公園ごとの性格・役割を踏まえて各都立公園の10年程度の目標や維持管理・運営管理等の取組方針を定めたものです。

改定にあたっては、今後新たな10年間を見据えた公園づくりを目指して、「公園別マネジメントプラン（共通編）」（以下、「共通編」という。）と「公園別マネジメントプラン（個別公園編）」（以下、「個別公園編」という。）の2編構成として取りまとめています。

共通編は、全ての都立公園の質を向上させるために取り組む基本事項を明らかにし、維持管理・運営管理・公園整備の3つの視点から実施すべき取組内容を示すとともに、全ての視点に共通する4つの事項（戦略的広報、協働、リサーチとマーケティング、デジタルトランスフォーメーション）における取組内容を定めています。

個別公園編は、それぞれの公園の特性を生かした多様な公園を創出するため、公園ごとに目指す姿や重点的な取組などを定めています。

共通編と個別公園編を踏まえたマネジメントを推進することにより、都立公園全体の機能や価値を向上させていきます。

共通編は別冊となっておりますので、本冊と合わせてご参照ください。

マスタープランが示す目標の実現に向け、施策を効果的に推進していくため、取組の進捗状況の確認と検証を行いながら、適切な進行管理を行います。また、取組の進捗や社会状況の変化に応じて、取組を弾力的に進めていくことが必要であり、取組の内容や目標を発展的に見直していきます。

I 公園の概要

1 都市計画の概要

名称 八王子都市計画公園第5・7・1号滝山公園
位置 八王子市高月町地内
面積 56.40ha
種別 総合公園
決定告示 (当初) 昭和46年11月9日 東京都告示第1232号

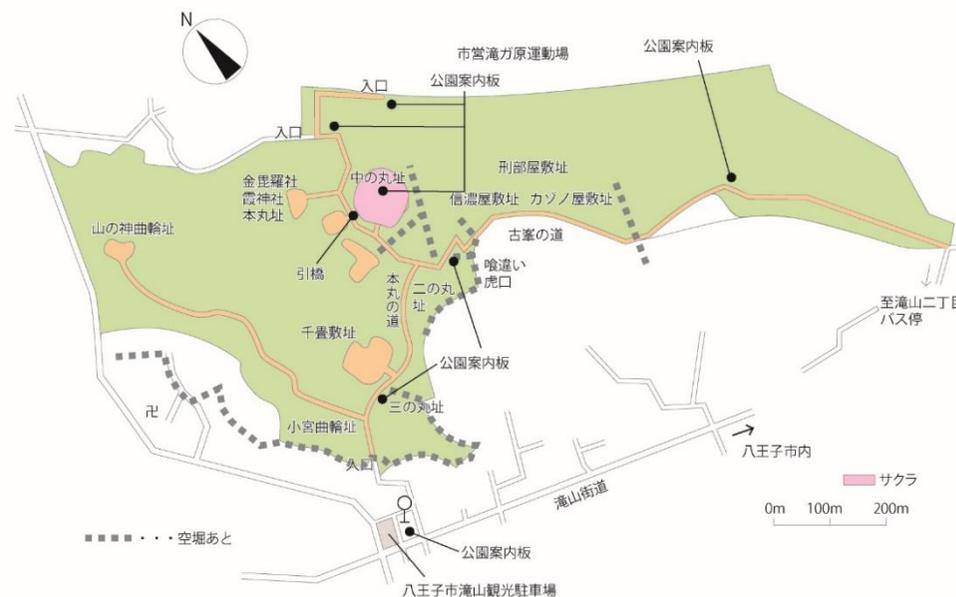
2 開園の概要

名称 都立滝山公園 (たきやまこうえん)
開園日 昭和61年6月1日
開園面積 363,543.35㎡ (令和7年11月1日現在)
公園種別 総合公園
所在地 八王子市高月町、丹木町二・三丁目
アクセス JR中央線「八王子」、京王線「京王八王子」から西東京バス(ひよどり山トンネル経由戸吹行き)「滝山城址下」

3 主な公園施設

本丸址、中の丸址、二の丸址、三の丸址、信濃屋敷址、刑部屋敷址、カゾノ屋敷址、千畳敷址、小宮曲輪址、山の神曲輪址

園内マップ



4 成り立ち・基本的な性格

滝山公園は、多摩川と秋川の合流点の南側に広がる加住丘陵の一角にあり、都立滝山自然公園内に位置する。標高 200m の公園からは、南側に田園風景を、北側には多摩川の景観を望むことができる。周辺では東側に宇津木緑地保全地域、南側に小宮公園、西側に秋川丘陵自然公園、北側に羽村草花自然公園などがある。

本園を含む一帯には、国史跡滝山城跡が指定されている。公園中央部は、比較的幅の広い標高 160m ほどの尾根が連続し、園路沿いには土塁などのかつての城の遺構が見られる。コナラ、クヌギの雑木林が多くを占めるが、ヤマザクラやツツジの美しい公園としても知られ、サクラの花の時期には多くの利用者が訪れる。

今後も、地域に残る貴重なコナラ、クヌギの里山環境を保全する場として重要な役割を担っている。

5 周辺の土地利用・自然環境

(1) 周辺の土地利用

- ・土地利用に関しては、本公園周辺では国道 411 号に沿った市街化区域を中心に市街化が進みつつあり、公園に対しては南及び東側から市街化圧が迫っている。また市街化調整区域となっている周辺の丘陵部分では、ゴルフ場、霊園、学校施設等の進出が目立つ。
- ・本公園の最寄り駅は J R 五日市線の東秋留駅であるが、徒歩圏としてはやや距離があり、公園への主要なアクセスは道路に限られている。周辺の主要な道路としては、南側に国道 411 号（滝山街道）等が東西に走り、西側に都道 166 瑞穂・秋川・八王子線が接している。都道 166 瑞穂・秋川・八王子線の丹木町三丁目交差点には、滝山観光駐車場（29 台、無料）が八王子市により設置されている。
- ・レクリエーション環境に関しては、滝山公園周辺には同じ丘陵地公園である小宮公園がある他、滝山公園を含む一体は都立自然公園に指定

され、「ピクニック広場とかたらいの路」のルートになっている。近隣には「武蔵野の路」等のハイキングルートが幾つか見られる。また公園北側の多摩川河川敷は、八王子市立滝ヶ原運動場が隣接している。

(2) 自然環境

- ・本公園は、加住丘陵の東端部、八王子市域に位置し、すぐ北側に多摩川が流れ、その河川敷と一体的になっている。加住丘陵の地形は全般に緩やかであるが、本公園北側等の多摩川沿いの崖線部分は極めて急峻であり、その緑は多摩川対岸からのスカイラインとして視認されやすい。
- ・本公園の水系はすべて湧水起源であり、尾根を境に北側の湧水点からは多摩川へ、南側では谷地川へ流下している。
- ・潜在植生はヤブツバキクラス域であるが、他の丘陵地と同様に、クヌギーコナラ群集に代表される落葉広葉樹林とスギ、ヒノキ等の植林地が混在している。

6 利用概況及び特色

サクラ、ツツジの美しい公園として知られ、花期に集中して人が訪れる。また、滝山城跡の観光やハイキング目的の利用が多い。

①桜の名所

約 5,000 本の染井吉野やヤマザクラなどが、春を彩る。

②国指定史跡滝山城跡

本園を含む一帯には、国史跡滝山城跡が指定されており、二の丸址、三の丸址、信濃屋敷址などが開園区域に位置する。

7 整備計画等

(1) 史跡滝山城跡保存活用計画(令和6年)

本計画の目的は、滝山城跡が有する本質的価値を次世代へ確実に継承していくための方針と方法を明確化することである。

滝山城跡については、史跡指定範囲に都有地と八王子市所有地等が混在しているため、東京都と八王子市の所有等に基づく役割分担や基本的立場について、本計画の中で明確にすることとする。

史跡の本質的価値

- ① 戦国時代に北条が築いた姿で残された遺構
- ② 戦国時代の築城術

関連する価値

- ③ 保全・継承された豊かな自然と史跡
- ④ 八王子市発展の礎であること

(2) 新規整備の取組方針

本公園の計画区域のうち、未供用区域の事業化については、原則、「都市計画公園・緑地の整備方針」(令和2年7月改定)に設定した「優先整備区域」について行うものとし、令和11年度までに事業化を図っていく。

なお、事業化の対象区域は、概ね次のとおりであるが、今後の改定により見直されることもある。また、整備にあたっては、本公園の役割等を踏まえ、基本計画等に基づいて行っていく。

- 1) 優先整備区域「事業促進区域」: 55,300 m²

八王子市高月町

- 2) 優先整備区域「新規事業化区域」: 81,300

八王子市高月町

注) 「事業促進区域」: 既に事業認可を取得済の区域(用地未取得地含む)

「新規事業化区域」: 新たに事業認可を取得する区域

Ⅱ 目指す姿及び重点取組、ゾーン別基本方針

1. 目指す姿及び重点取組

目指す姿

滝山城跡の歴史資源を生かし、魅力を高めるほか、生物多様性の保全等の取組を進め、豊かな自然を感じられる、加住丘陵の樹林に連なる、魅力あふれる公園としていく

この目標を達成するため、本公園では次のことに重点的に取組んで行く。

なお、各取組の具体的内容等については、事業計画等の作成時にそれぞれ設定し、マネジメントサイクルのなかで見直しを行っていく。また、各項目及び施策名はパークマネジメントマスタープランと連動している。

重点取組

(1) 公園整備による緑の保全

【施策1 緑と環境をまもる】

- 創出してきた丘陵地公園の緑を健全に育成するとともに、公園の新規整備を進め、雑木林等の豊かな自然を有する丘陵地の緑を公園として保全・確保します。
- 樹木診断の体験、発生材を活用した工作イベント等を行うこども向けのグリーンスクールなど、幅広い年代の都民に公園の緑を知り、ふれあう機会を提供し、緑の創出や保全への意識を高める取組を推進します。

(2) 生物多様性の保全と回復

【施策1 緑と環境をまもる】

- 多様な生物の生息空間やエコロジカルネットワークの拠点として、樹林や水辺等について生物の生息環境の整備を行い、モニタリング等を継続しながら順応的な管理を実施します。公園の特色に応じた希少生物種の保全や特定外来生物対策、生物情報の蓄積などに取り組みます。
- 観察会等の自然と親しみ、ふれあうイベントの開催やこどものための環境教育プログラムの実施等を通じて、生物多様性の保全に向けて理解を深める取組を推進します。

(3) 公園施設の整備・維持管理水準の底上げ

【施策2 安らぎをまもる】

- 長寿命化計画に基づき老朽化した施設やインフラ設備の更新などを進めるとともに、多様な利活用ニーズに応える公園施設への改修を行います。

(4) 風水害に対応する機能の拡充

【施策3 命と暮らしをまもる】

- 土砂崩れの恐れのある法面等について、適切に保護対策を実施します。

(5) 歴史や文化を伝える公園整備の推進

【施策4 歴史と文化をまもる】

- 地域の歴史や文化を伝える施設の保全や整備等を行うとともに、史跡や天然記念物などを適切に保存し、活用します。

- 地域の歴史や文化をこどもも体験しながら学べるプログラム等の充実を図ります。

(6) 公園の拡張整備の推進

【施策5 公園をふやす】

- 「都市計画公園・緑地の整備方針」に基づき、市街地から丘陵地にわたり新規公園の整備・開園や既設公園の拡張整備を進め、東京の緑の骨格に厚みとつながりを持たせるとともに、水と緑のネットワークの充実を図ります。

(7) 計画的・効果的な事業化

【施策5 公園をふやす】

- 都市計画公園・緑地について、防災や環境、レクリエーション等の観点から重要な箇所等を優先して事業化を進め、整備効果を早期に発現させます。

(8) 特色あるイベント等の充実

【施策6 にぎわいをふやす】

- 公園の魅力に光を当てる、特色あるイベントを充実し、賑わいを創出します。
- 地域全体の魅力向上や活性化を視野に、自治体や近隣の文化施設、地元企業等多様な主体と連携した取組を進めます。

(9) 管理運営を通じた交流の促進

【施策8 つながりをふやす】

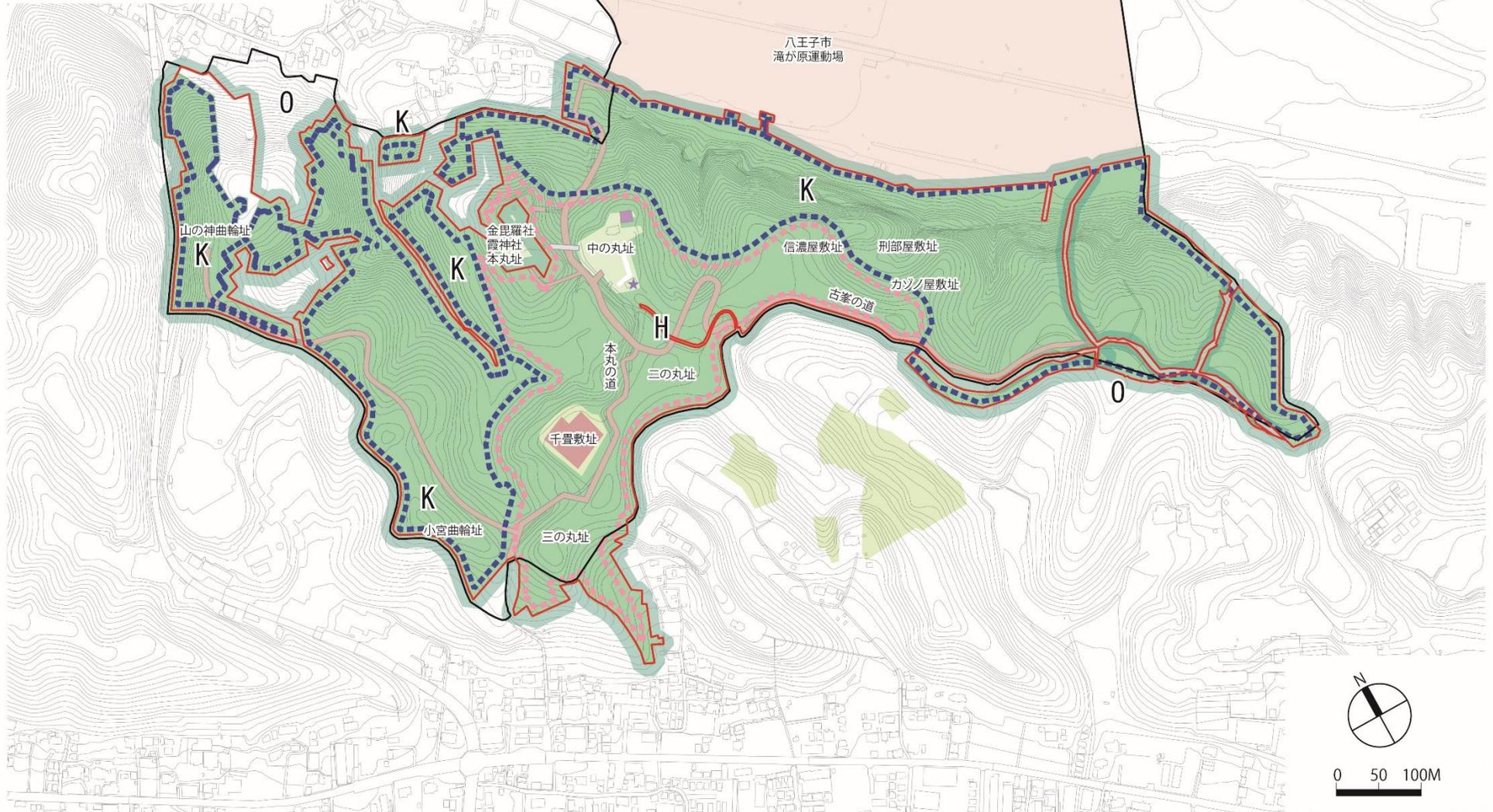
- 日常的に参加できるスポーツイベントや、公園がもつ自然環境を活かしたアートイベントなど、特色ある運営を進め、新たな利用者を迎え入れるよう、専門性の高い事業者との連携を促進します。

2. ゾーン別基本方針

ゾーン別基本方針図 滝山公園

凡例

記号	名称
	H 展示・学習ゾーン
	K 環境共生・保全ゾーン
	O 外縁部ゾーン



この地図は、東京都縮尺1/2,500地形図を使用(7都市基交第965号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。
この地図の著作権は、東京都及び株式会社ミッドマップ東京に帰属する。

■ゾーン別基本方針

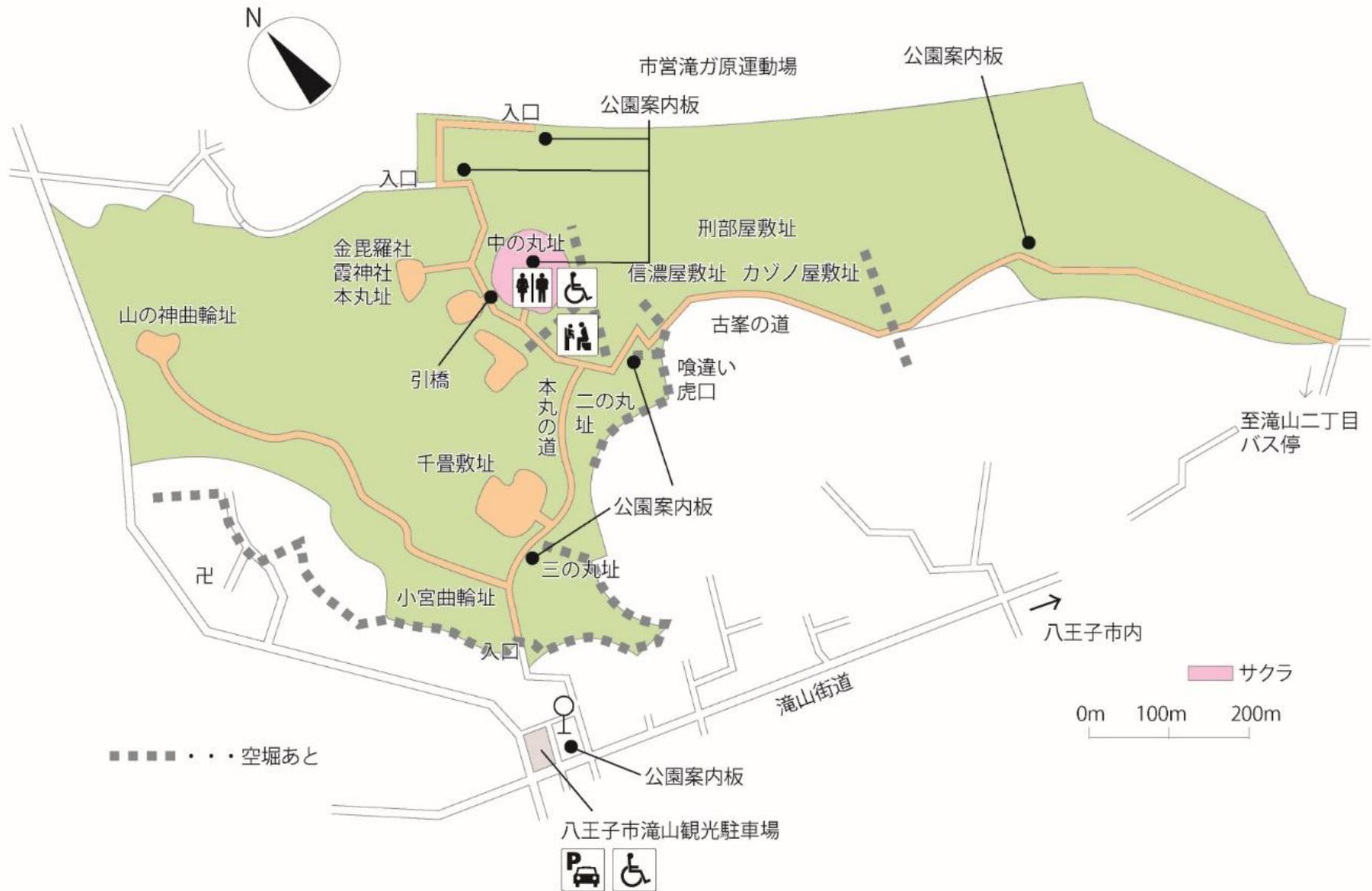
管理運営や改修整備等を重点的・効率的に実施していくために、園内の各ゾーンについて現況等も踏まえ機能・目的・自然的環境等により類型化し、ゾーン毎の基本方針を定める。

なお、ゾーン別基本方針は、原則として開園区域を対象に定めるものとし、新規開園区域があった場合は整備内容等を踏まえ、必要に応じ追記等を行う。

記号	区分	基本方針
H	展示・学習ゾーン	<ul style="list-style-type: none">・国指定史跡滝山城跡の二の丸址・千畳敷・三の丸址・信濃屋敷址などがあるゾーン <p>園路等から塀や土塁等の遺構を観覧できる。周辺の樹林や法面の植栽管理を行い、園路等から遺構を観覧しやすい状態を保つとともに、史跡として適切に保全していく。</p>
K	環境共生・保全ゾーン	<ul style="list-style-type: none">・雑木林のあるゾーン <p>生物多様性を確保するため、樹林地の自然環境を保全していくとともに、散策路を整えることで、四季折々の彩りのある姿を見せるよう工夫し、自然観察や散策、休息などの利用に対応していく。</p>
O	外縁部ゾーン	<ul style="list-style-type: none">・民有地や公道などに接する公園外縁部 <p>本公園は、住宅地や民有林等と境界を接している。住宅地等と境界を接する所では、落ち葉や落枝、越流水などに対応していく。</p>

Ⅲ 図面・写真

【現況平面図】



周辺土地利用図(空中写真)

滝山公園

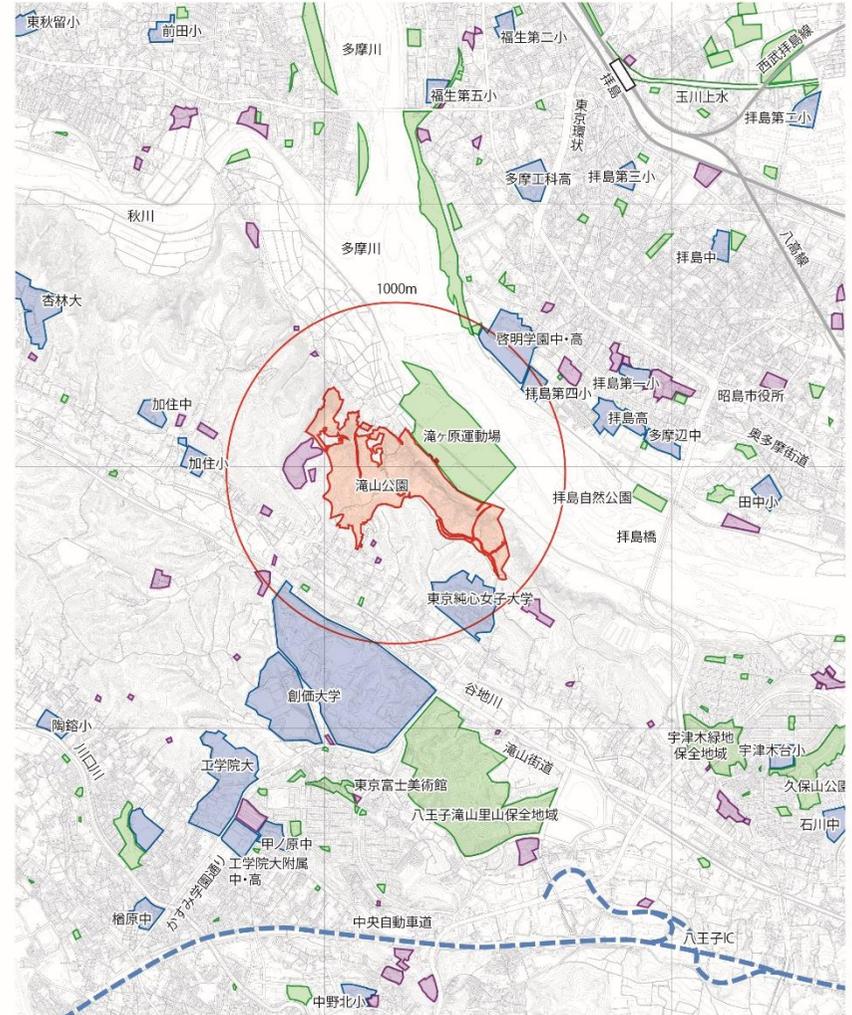


開園面積 36.35ha
撮影年月日 令和4年10月29日

- : 開園区域
- : 都市計画決定区域

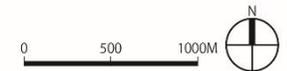
周辺土地利用図(地図)

滝山公園



この地図は、東京都縮尺1/2,500地形図を使用(7都市基交第965号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。
この地図の著作権は、東京都及び株式会社ミッドマップ東京に帰属する。

- : 公園緑地
- : 学校
- : 特徴的な建物(神社仏閣など)
- : 開園区域
- : 高速道路
- : 鉄道



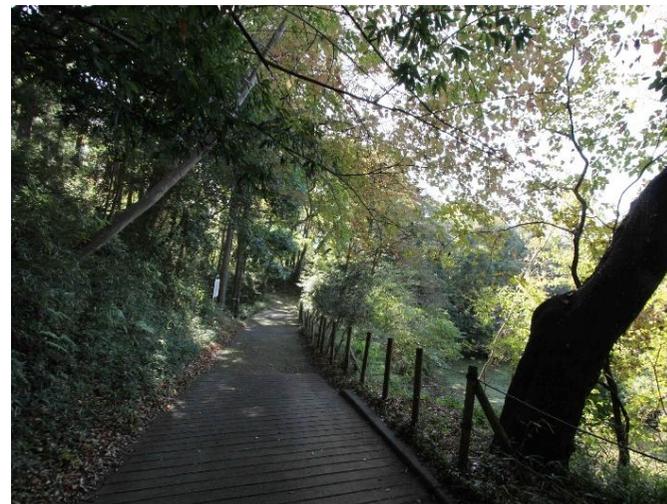
園内の写真



千畳敷址



本丸址



中の丸沿い園路



二の丸址



三の丸址



中の丸からの眺望

IV 資料編

■公園の沿革

昭和 25 年 11 月	一帯を都立滝山自然公園に指定 [661ha]
昭和 26 年 6 月	中世城郭滝山城址国史跡に指定
昭和 42 年 2 月	一帯を近郊緑地保全区域に指定 [448ha]
昭和 46 年 11 月	東京都告示第 1232 号により、都市計画決定
昭和 61 年 6 月	2.0ha を開園
昭和 62 年 6 月	10.2ha を追加開園
昭和 63 年 6 月	9.6ha を追加開園
平成 2 年 6 月	1.4ha を追加開園
平成 6 年 6 月	1.0ha を追加開園
平成 9 年 6 月	0.1ha を追加開園
平成 11 年 6 月	0.2ha を追加開園
平成 13 年 6 月	1.4ha を追加開園
平成 15 年 6 月	464 m ² を追加開園
平成 28 年 6 月	3.4ha を追加開園
平成 29 年 6 月	1.9ha を追加開園
平成 30 年 6 月	0.8ha を追加開園
令和 6 年 5 月	4.2ha を追加開園

■マネジメントプラン策定履歴

平成16年8月	パークマネジメントマスタープラン策定
平成18年12月	滝山公園マネジメントプラン策定
平成22年3月	滝山公園マネジメントプラン改定
平成27年3月	パークマネジメントマスタープラン改定 滝山公園マネジメントプラン改定
令和4年3月	滝山公園マネジメントプラン改定
令和6年3月	パークマネジメントマスタープラン改定
令和8年3月	滝山公園マネジメントプラン改定

■利用状況等データ

1)年間利用者数の推移

	6年度	5年度	4年度	3年度	2年度
年間総計（人）	58,812	64,289	67,008	54,437	95,978

2)月別利用者数の推移

6年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月
月別利用者 （人）	10,962	6,228	3,542	1,669	2,134	3,465
	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	4,113	7,467	5,155	5,601	4,795	5,404

■主な催し物(令和6年度実施分)

種別	No.	事業名	実施期間	参加人数(人)
イベント	1	地域イベントへの参加	4月	2,300
	2	ちよいボラ	2月、3月	15
	3	ガイドウォーク	11月	40
都民協働	1	地域団体等との情報交換、各種連携	7月	20
	2	教育機関等との連携	1月	9
	3	自然観察会の運営	通年	58
	4	雑木林の手入れ	6月、2月、3月	15
	5	安全管理講習	2月	5
	6	懇談会	7月、11月	40
自主事業	1	山城ガイドツアー	11月	40
	2	パークマルシェ	9月	200
	3	レンジャーミニ図鑑の配布	通年	—
	4	イベント支援事業	通年	—
	5	ボランティア活動支援事業	通年	—
	6	多摩部の都立公園における自然環境調査や普及啓発、環境教育事業	通年	—
	7	忍者学校	3月	26
	8	ノルディックウォーキング教室	12月	3
	9	広報・ブランディング推進事業	通年	—
	10	マネジメントサポートシステムの開発	通年	—
	11	広報活動支援事業	通年	—

■主な活動団体(令和6年度調査)

団体名	活動内容	人数(人)
都立小宮・滝山公園ボランティアどんぐり会	花壇のお手入れ、野草や野鳥の観察会の開催、野鳥や植物の調査、草地や希少種等の保全活動、外来種駆除作業、イベント支援、機関紙「どんぐり通信」の発行、展示作成ほか	約 40
NPO法人 滝山城址群・自然と歴史を守る会	維持管理・ガイドツアー	約 60

■関連する行政計画等

- ・ 2050 東京戦略（令和 7 年 3 月）
- ・ 新たな都立公園の整備と管理のあり方について（答申）（令和 5 年 6 月）
- ・ 都市づくりのランドデザイン（平成 29 年 9 月）
- ・ 東京都景観計画（平成 30 年 8 月）
- ・ 東京都福祉のまちづくり推進計画（令和 6 年 3 月）
- ・ 緑確保の総合的な方針（改定）（令和 2 年 7 月）
- ・ 都市計画公園・緑地の整備方針（令和 2 年 7 月改定）
- ・ 史跡滝山城跡保存活用計画（令和 6 年 3 月）
- ・ 東京都地域防災計画 震災編（令和 5 年修正）
- ・ 八王子市地域防災計画（令和 7 年修正）